

令和4年3月31日

社会福祉法人花園会
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和8年3月31日までの4年間
2. 目標と取組内容・実施時期

目標1（職業生活に関する機会の提供に関する目標）

管理職に占める女性割合を令和8年3月末までに50%以上とする

<実施時期・取組内容>

- 令和4年4月～ ・部署や職種に関わらずキャリアアップへの意識啓発を目的とした外部研修等への参加を促していく
- 令和5年4月～ ・管理職（課長以上）は女性役職者のキャリアアップへ向けた人材育成を図る
- 令和7年4月～ ・自己申告書・年間目標評価の活用、個別面談等により全職員公正な評価基準のもと女性の管理職への積極的登用を実施する

目標2（職業生活と家庭生活との両立に関する目標）

全社員の一月あたりの平均残業時間5時間以内とする

<対策>

- 令和4年4月～ ・長時間労働是正に関するトップメッセージの発信
- 令和4年4月～ ・事業所ごとの特性に合わせて業務改善による業務効率化、人員配置の見直しと適正な配置人数の検討、改善に取り組む